

預金取扱金融機関間の 不正利用口座情報共有枠組みの創設について

総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室 課長補佐 関谷 康太
室長補佐 森 大樹

金融庁は、預金取扱金融機関による口座不正利用対策の高度化を後押しするため、「預貯金口座不正利用対策高度化推進事業」に係る補助事業者の公募を実施し、2026年3月23日、補助事業者を決定¹するとともに、同月27日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）」等に対するパブリックコメントを開始²しました。本稿ではその経緯とポイントについて解説します。

1. 背景

現在、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は極めて憂慮すべき状況にあり、こうした詐欺等の被害金の送金先として、不正に売買された預貯金口座等が悪用されています。

これまで金融機関は、預貯金口座や取引履歴をモニタリングし、犯罪者の口座を検知した場合には、口座を凍結して犯罪の拡大を防ぎ、また、詐欺被害が疑われる送金を検知した場合には、被害者に連絡して詐欺被害の拡大防止に努めてきました。しかしながら、個別の金融機関が把握できる情報は限定的であり、犯罪者の口座や詐欺被害が疑われる送金を検知することには限界があるのが実情です。

こうした状況を踏まえ、政府は「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を策定（2025年

4月犯罪対策閣僚会議決定）し、その施策の一つに「預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討する」ことが盛り込まれました。

また、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が、2024年12月26日、「不正利用口座の情報共有に向けた検討会」を設置³し、情報共有の実務、システム、法令等に係る論点等について検討を重ね、2025年3月31日、「不正利用口座の情報を共有するシステムの設計・開発に着手する」こと等を含む報告書の概要を公表⁴しました。

2. 預貯金口座不正利用対策高度化推進事業

（1）事業目的

金融庁は、預金取扱金融機関間で不正利用口座の情報を共有するシステムの開発・実装に係る経費の一部を補助（※）することにより、口座不正利用対策の高度化を推進することを目的とした、預貯金口座不正利用対策高度化推進事業を実施することとし、2026年1月9日、補助事業者を選定するため公募を開始しました。

（※）令和7年度補正予算において約3.2億円措置されました。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260109-2/20260109.html>

² <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260327/20260327.html>

³ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2024/n122601/>

⁴ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n033101/>

(2) 補助事業の対象となる事業者の主な要件

政策目的を達成するため、補助事業の対象となる事業者は以下の要件を満たすことが求められます。

- 本事業の補助対象である情報共有システムを開発し、適切に運用するための金融実務及び技術に関する知見を有していること
- 営利を主目的とせず、低廉な利用料の設定を含め全ての預金取扱金融機関の参加を前提とした事業計画を策定すること
- 補助事業者が他に業務を営む場合には、本事業の補助対象である情報共有システムによる利用金融機関への役務提供を、当該他の業務に係る契約獲得等に利用しないこと
- 本枠組みに基づく情報の取扱いに係るルールを策定し、利用金融機関の遵守状況を適切に監視する能力を有していること

(3) 審査結果（補助事業者の決定）等

応募のあった提案書について、外部有識者による厳正な審査を行った結果、補助事業者は、全銀協の100%子会社である株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構に決定いたしました。

同社は、2027年3月までに情報共有システムを構築し、同年4月から稼働予定としています。

3. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）」等に対するパブリックコメントの実施

(1) 概要

金融機関が法的根拠に基づき積極的に情報共有を行えるよう、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）や主要行等向けの総合的な監督指針等を改正し、金融機関間で情報共有を行うための根拠規定を措置することとしています。

(2) 改正概要

① 犯収法施行規則改正案

預金取扱金融機関に対し、以下の努力義務を新たに規定します。

(a) 犯罪・犯罪収益の移転に利用又はそのおそれがあると認めた口座について、情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を定めた上で、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を他の預金取扱金融機関に提供すること

(b) 提供を受けた情報を整理・分析し、必要に応じ犯罪収益移転防止のために必要な措置を講じること

② 主要行等向けの総合的な監督指針等改正案

口座不正利用対策の一環として、金融機関が情報共有の枠組みに参加し、(a)不正利用口座に係る情報を提供すること、(b)提供された情報を利用して適切なリスク低減策を講じること、を新たに規定します。

(3) 施行日

本パブリックコメント終了後、所要の手続を経て公布し、2027年4月1日に施行する予定です。

預金取扱金融機関間での不正利用口座の情報共有

検討経緯

- 銀行口座が特殊詐欺等で悪用されている実態を受け、24年12月、全銀協は**金融機関間で不正利用口座の情報を共有する枠組み**を構築するための検討会を設置。実務・システム・法令に関する論点についてまとめた報告書を25年3月に公表
- また、25年4月には「**国民を詐欺から守るための総合対策2.0**」（犯罪対策閣僚会議決定）にも施策として盛り込まれた
 - 1 SNS型投資・ロマンス詐欺対策 / 2 特殊詐欺対策
(略) 犯罪者グループによる被害金の出金を防ぎ被害回復を図るため、**預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設**について検討する。
- 加えて、不正利用口座の情報を共有するための**システム構築費用への補助金**を、25年度補正予算にて措置（約3.2億円）
26年3月に、補助対象事業者として、マネー・ローンダリング対策共同機構（全銀協100%子会社）を選定
- 金融機関がさらされる訴訟リスク等を低減させるよう、**犯罪収益移転防止法（犯収法） 施行規則や監督指針等を改正**し、金融機関間で情報共有を行うための根拠規定等を措置

枠組みの概要

